

おわりに

東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発を覚えていますか。

この水素爆発をテレビなどで観た人は多くいますが、どのくらいの人が自分が生活している千葉県に影響が出ると思ったのでしょうか。多くの人は、遠くで起きたことと感じたのではないかと思います。

しかし、平成 23 年 3 月 22 日に東京都の金町浄水場で当時の基準値を上回る 210Bq/Kg の放射性ヨウ素が検出され、飲料水の安全性への対応でミネラルウォーターが買い占められるなどの混乱が起きました。

これがきっかけとなり、印西市は、4 月 5 日に地下水の検査、5 月 31 日に子どもの生活空間（幼稚園・保育園・小学校・中学校・公園）の測定を行い確認した結果、地下水は問題無いが、子どもの生活空間は最大で毎時 0.40 マイクロシーベルト程度あることが判明しました。

この時点では、国による基準値は定められていなく、毎時 0.40 マイクロシーベルト程度は除染が必要なレベルか判断できない状況でしたが、まずは、子どもが積極的に直接手を触れる砂場から除染を始めることにしました。

その後、除染実施計画書等のおり対応したこと及び自然に減衰したことにより、主な生活空間では基準値を満たすことができました。

解決していない課題として除去土壌や指定廃棄物の処分があります。また、放射性物質が雨などにより移動集積することにより局所の放射線量が高くなることも考えられるため、今後も引き続き適切な管理が必要となります。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法の附則第 5 条は「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」及び、附則第 6 条は「政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。」と定めているため、今後、同法が改正されることにより、放射線対策の方針が変わる可能性があると考えられます。